

## 空家等対策計画の改訂方針

犬山市空家等対策計画（平成27年度策定）の計画期間である10年が経過するため、以下の方針に基づき令和7年度改訂を実施する。

1. 令和6年度実態調査結果に更新
2. 各施策等の最新状況を反映

※ 令和7年度から空き家に関する補助金制度の刷新を予定している。

既存の制度から、補助対象と補助上限額を大きく拡充し、空き家の利活用を促進する。

3. 法改正に伴う対応（昨年度協議会で決定した方針に基づき、次の三点を記載）

## ①空家等活用促進区域指定と活用指針の策定

➡ 犬山市歴史的風致維持向上計画に定める重点区域を区域に指定し、国の参酌基準に基づく要件の設定と活用指針を定める。

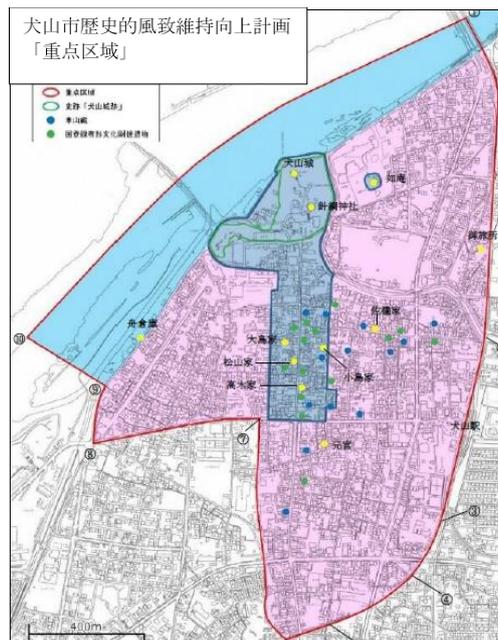
対象用途として一戸建て住宅と近年城下町エリアで活用意向が見られる民泊施設を想定。

## ②空家等管理活用支援法人制度の運用方針

➡ 令和6年2月2日付けの愛知宅建サポート株式会社との協定に基づき、空き家管理事業者登録制度を運用しており、空家等管理活用支援法人制度の運用については、上記制度との関係性等について検討する必要がある。

## ③管理不全空家等の対応方針

➡ 特定空家等候補になったものの、指定には至らない空家等について管理不全空家等として、活用等の促進を図っていく。



## 改訂スケジュール

おおよその改訂スケジュール想定は以下のとおり。

R6 年度	R7 年度											
～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実態調査	計画改訂業務委託											
				県との事前調整			協議会		県との法定協議		協議会	改訂
											パブコメ	

1. 県との事前調整をした内容を盛り込んだ計画案を作成し、令和7年秋頃に本協議会で協議。
2. 協議会での意見等を反映し、県との法定協議手続きを令和7年末に実施。
3. 法定手続きを経て確定した内容について、令和8年2月頃に本協議会で協議。
4. パブリックコメントを経て年度内に改訂し公表する。